

## 学生等の学びを継続するための緊急給付金募集要項

この奨学金制度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、世帯収入・アルバイト収入の減少により大学等での修学の継続が困難となっている学生等が修学をあきらめることがないよう支援することを目的としております。本募集要項をよく読み、理解したうえで、申請してください。

(1) 目的：新型コロナウイルス感染症の影響により、修学（継続）が困難な学生等の支援を目的とする。

(2) 申請期間：令和4年1月12日（水）～ 令和4年1月21日（金）**※必着**

(3) 提出先（方法）：【郵送の場合】〒283-8555

千葉県東金市求名1番地

城西国際大学 学生サービス課 緊急給付金担当 宛

【窓口の場合】学生サービス課（東金キャンパス）

（日・祝日除く）9時～11時30分、12時30分～17時迄

(4) 問い合わせ：〒283-8555

千葉県東金市求名1番地

城西国際大学 学生サービス課 緊急給付金担当 宛

(5) 内 容：

給付額	10万円
申請資格	<p>以下1. ～ 3. のいずれかに合致する者</p> <p><b>1. 独立行政法人 日本学生支援機構の給付奨学金（令和3年12月分の）受給者（本人からの申請及び大学等からの推薦は不要）</b></p> <p><b>2. 次の①～⑤を満たす者</b></p> <p>①原則として自宅外で生活していること（※2）</p> <p>②家庭から多額の仕送りを受けていないこと（※3）</p> <p>③家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと</p> <p>④アルバイト収入に以下1) ～ 3)のいずれかの影響を受けていること</p> <p>1) 新型コロナウイルスの影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続していること</p> <p>2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し（※5）、その状況が本年度になっても改善していないこと</p> <p>3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっていること</p> <p>⑤既存制度について以下1) ～ 3) の条件のうちいずれかを満たしていること</p> <p>1) 新制度に申し込みをしている者又は今後利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者</p> <p>2) 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者</p> <p>3) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者</p>

	<p><b>3. 以下①～④のいずれかに合致する者</b></p> <p>①多子世帯やひとり親世帯などの家庭状況に関する考慮すべき事情を有する者（※1）</p> <p>②本年度、大学等独自の授業料減免や納付猶予などを申請し、申請が認められた者又は申請が認められなかった場合であっても、減免等の要件に準ずる者（例：家庭の収入の要件で申請が認められなかった場合も、収入要件の20%程度以内であった者等）など経済的理由により修学の継続が困難となっている者</p> <p>③本年度において、経済的な理由で休学又はいわゆる留年をせざるを得なかった者</p> <p>④留学生等（日本語教育機関の生徒を含む）については、以下の1）～4）を満たしていること</p> <p>1）学業成績が優秀な者で、前年度の成績評価係数が2.30以上であること</p> <p>2）1か月の出席率が8割以上であること</p> <p>3）仕送り平均月額90,000円以下であること（授業料・入学金を含まない）</p> <p>4）在日している扶養者の年収が500万円未満であること</p> <p>（※1）多子世帯やひとり親世帯の学生等については申請書の申し送り事項にその旨を記載する。</p> <p>（※2）自宅外で生活しているとは、学生等が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいう。申請にあたっては、自宅外通学であるということの根拠資料（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必須。</p> <p>（※3）自宅外で生活する者において、家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料・入学金を含まない）を目安とする。</p> <p>（※4）学生等が勤めるアルバイト先が雇用調整助成金等の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合、当該手当をアルバイト収入とみなす。</p> <p>（※5）2020年1月以降で、学生等のアルバイト収入が大きく減少した月が基準となる。</p>
申請書類	<p>①【様式1】学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書（2ページ）（※1）</p> <p>②【様式2】学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書（※1）</p> <p>③学生証の写し</p> <p>④アパート等の賃貸借契約書の写し（自宅外生のみ）（※2）</p> <p>⑤預貯金通帳の写し（※2）</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等（※2）</p> <p>⑦アルバイト先からの給与明細（減額前、減額後）（※2）</p> <p>（※1）以下、学生の皆様向けページ（「学生等の学びを継続するための緊急給付金」）から各自DL  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html</a></p> <p>（※2）任意</p>
選考方法	本奨学金（給付金）の受給候補者（推薦）選考は、委員会の審議（審査）のうえ学長が決定する。
給付方法	独立行政法人日本学生支援機構より指定された金融機関への振り込み
特記事項	<p>①スマートフォンによる申請は受付しておりません。</p> <p>②紙媒体（郵送又は窓口）の申請のみ受付しております。</p> <p>③窓口にて申請を行う場合、東金キャンパス 学生サービス課 窓口のみ受付しております。</p>

注：申請内容や提出書類等に疑義が生じた場合には、必要に応じて、提出書類等の再確認や分析を行い、学生等本人（又はその生計維持者）に対して確認を行うことがあると同時に、本奨学金（給付金）の推薦又は決定を取り消すことがあります。